

福岡県公報

平成22年10月6日
第3169号

目次

告示(第1552号 - 第1562号)

生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) 1
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) 2
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) 2
土地改良区の役員の就任	(農村整備課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課) 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) 4
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) 4
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) 5
一般競争入札の実施	(総務事務センター) 6
意見募集の結果の公示	(子育て支援課) 9
意見募集の結果の公示	(子育て支援課) 9

公安委員会

年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催
(警察本部生活環境課) 9

雑報

平成23年度福岡県農業大学校の研修生の募集 (農林水産政策課) 10

告示

福岡県告示第1552号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
春介歯79	高野歯科医院	春日市下白水北7丁目6	22・8・1	居管・予居管
中介歯50	フレンズ歯科医院	中間市中尾1丁目14・8(大谷コーポ102)	22・9・1	居管・予居管
宗遠居8	あおぞらの里水巻訪問看護ステーション	遠賀郡水巻町頃末北2丁目10-1-106	22・8・1	訪看・予訪看
飯居268	さくら・介護ステーション長生庵	飯塚市西町2-87(センタービルいづか1階)	22・8・1	訪介・予訪介
嘉麻支22	ケアプランセンターほっと	嘉麻市山野1116-1	22・9・1	居支
嘉麻居88	ヘルパーステーションあんしん	嘉麻市山野1116-1	22・9・1	訪介・予訪介
行支32	ケアプランセンターハローライフ	行橋市行事2丁目11-29	22・9・1	居支

大野支20	ケアプランサービス結いのおか	大野城市南ヶ丘1丁目30-6	22・8・1	居支
福津居36	ヘルパーステーションしらゆり	福津市若木台6丁目1542-220	22・8・1	訪介・予訪介
宗遠居9	宅老所赤とんぼ	遠賀郡水巻町頃末南1丁目12-3	22・8・1	通介・予通介
田居151	訪問介護事業所シントラスト夢美苑	田川市大字川宮1567-8	22・8・1	訪介・予訪介
福津居14	特定非営利活動法人福岡ゆーあいの会	福津市中央6丁目11-12	22・8・30	訪介・居支・予訪介

福岡県告示第1553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
福津居14	特定非営利活動法人福岡町ゆーあいの会	特定非営利活動法人福岡町ゆーあいの会	福津市中央6丁目11-12	22・8・30

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日

粕介薬89	りんご薬局	糟屋郡須恵町大字須恵1185-5	糟屋郡須恵町大字上須恵1185-5	20・9・1
田居151	訪問介護事業所シントラスト夢美苑	田川市平松町3-36	田川市大字川宮1567-8	22・8・1
行居29	太陽ヘルパーサービス	行橋市大字今井字文久3575-1	行橋市大字今井ヨセ1381-3	20・7・15

福岡県告示第1554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春介歯15	高野歯科医院	春日市下白水北7丁目6	22・7・31

福岡県告示第1555号

嘉穂土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
岩下 敏行	嘉麻市椎木100番地

福岡県告示第1556号

南嘉穂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
吉貝 鐵弘	嘉麻市泉河内1582番地

2 就任理事

氏名	住所
水城 和喜	嘉麻市泉河内585番地 1

福岡県告示第1557号

千手土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
山口 明	嘉麻市嘉穂才田1328番地

2 就任理事

氏名	住所
菊 輝美	嘉麻市嘉穂才田187番地

福岡県告示第1558号

下牛隈土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
芳井 満明	嘉麻市牛隈1883番地
福澤 英一	" 1944番地 2
野見山 浩一	" 1691番地
浅田 信	" 1335番地 1
大里 信一	" 1900番地 1
鎌田 訓	" 1884番地 2
金光 幸茂	" 1885番地
木村 忠敏	" 2216番地
松本 一隆	" 2612番地 6
柿坂 誠	" 2068番地 1

2 退任監事

氏名	住所
大里 輝親	嘉麻市牛隈1893番地 3
大里 弘文	" 1346番地 8
大里 繁孝	" 1871番地 2

3 就任理事

氏名	住所
芳井 満明	嘉麻市牛隈1883番地
福澤 英一	" 1944番地 2
野見山 浩一	" 1691番地
浅田 信	" 1335番地 1

大里 信一	＼	1900番地1
金光 幸茂	＼	1885番地
木村 忠敏	＼	2216番地
松本 一隆	＼	2612番地6
柿坂 誠	＼	2068番地1

4 就任監事

氏名	住所
大里 輝親	嘉麻市牛隈1893番地3
大里 弘文	＼ 1346番地8
大里 繁孝	＼ 1871番地2

福岡県告示第1559号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 第2グリーンプラザビル
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1560号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ前原
- (2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目148番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1561号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ前原
- (2) 所在地 福岡県糸島市浦志一丁目148番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1562号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月

福岡県訓令第16号) 第135条の規定により次のように告示する。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称
オーリック株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市門司区奥田二丁目6番1号
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成22年7月31日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
電子計算組織(福岡県立高等学校6校分)
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 - イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
 - ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
 - オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒312 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年11月11日（木）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

電子計算組織（福岡県立高等学校6校分） 各1式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成23年3月31日（木）ほか。詳細は入札説明書による。

(4) 納入場所

北九州市小倉北区白萩町6 - 1

福岡県立小倉工業高等学校ほか5校

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年11月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA, A
05	01	電気器具	AA, A
05	02	電気通信機器	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を各高等学校6校に平成22年11月9日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成22年3月18日21総セ第28482号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

F A X 092 - 643 - 3109

7 契約条項を示す場所

5の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間

平成22年10月6日（水曜日）から平成22年11月11日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札説明会

各高等学校において行う。日程は入札説明書のとおり。

11 入札書の提出方法、提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター調達班

(2) 受領期限

郵送する場合 平成22年11月24日（水曜日）午後4時00分
電子及び、持参する場合 平成22年11月25日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

原則電子とする。やむを得ず紙入札を行う場合は直接持参又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

(4) その他

電子による入札を行う場合、必ず10月15日（金曜日）午前9時00分～10月27日（水曜日）午後3時まで証明書等（入札参加申請）の提出を忘れずに行うこと。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成22年11月26日（金曜日）午後2時00分

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を12月3日（金曜日）午後2時に行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札（電子入札と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システムの障害より福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札。（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む）

(6) 入札保証金またはこれに代わる担保の納付が見積金額（税込金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効により入札書が判読できない場合を含む）

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ番号により落札者を決定するものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Computer group for student teaching 6 set

(2) Time Limit for Tender

4:00 P M on November 25, 2010

(3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs

Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,

Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

Tel 092-643-3092

公告

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、平成22年6月14日から平成22年7月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年10月6日に公布しました。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

福祉労働部子育て支援課保育所係

電話：092 - 643 - 3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県認定こども園の認定審査基準の一部改正案について、平成22年6月14日から平成22年7月13日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年10月6日に改正しました。

平成22年10月6日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

福祉労働部子育て支援課保育所係

電話：092 - 643 - 3258

メールアドレス：kosodate@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第279号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

平成22年10月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成22年11月3日（水）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

平成23年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成22年10月6日

福岡県農業大学校長 宮 本 政 晴

1 募集定員

コース名	研修生数
野 菜	10名程度
花 き	

2 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）
- (2) 研修開始 平成23年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 応募期間は、平成23年1月4日（火曜日）から平成23年2月10日（木曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成23年2月10日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成23年2月24日（木曜日）

(3) 研修生の決定

平成23年3月4日（金曜日）

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

(1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類

(2) 健康診断書（3か月以内に受診したもの）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 個別経営計画策定演習

(3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取り扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用することはありません。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818 - 0004 筑紫野市大字吉木767 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農林水産部農林水産政策課後継人材育成室（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）

なお、技術習得研修受講申込書等は、県内の各普及指導センターでも入手できる。